

令和7年3月21日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

総務常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について2月27日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第4号議案 古賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されること及び現下の物価高騰など経済社会情勢等を踏まえ、必要な措置を講じるため、条例の一部を改正するもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第5号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な措置を講じるため、関係条例の一部を改正するもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第6号議案 古賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び古賀市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地域の消防防災体制の充実強化を図ることを目的として、消防団員の処遇を改善し、消防団の組織再編を円滑に行うため、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 第1条の「古賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」は、令和6年12月23日付けで総務省消防庁国民保護防災部地域防災室からの通知を受け、消防団員退職報償金の区分に新たに35年以上の区分を追加するために、条例の一部改正をするもの。
2. 第2条の「古賀市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について」は、令和6年第4回定例会の総務常任委員会において、第77号議案「古賀市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」に附帯決議が出されたことを受け、改めて検討を行った結果、消防団組織再編に伴い、消防団員退職報償金の支給について、5年間の経過措置を設けるもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第7号議案 古賀市職員の育児休業等に関する条例及び古賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、子を養育する職員の休暇制度及び時間外勤務免除の制度を拡充し、働き方を弾力化するほか、所要の措置を講じるため、関係条例の一部を改正するもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第8号議案 古賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定、他の地方公共団体の給与改定状況等諸般の事情を勘案し、市職員の給料月額及び諸手当を改定しようとするもので、関係条例の一部を改正するもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第25号議案 財産の取得の変更について

本案は、消防ポンプ車両製造会社の不正問題に係る一時出荷停止及び生産停止により、艀装会社で行う消防車両への艀装工程が遅延することに伴い、納入期限を変更するもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。